



相続・贈与の 手続き&アドバイス

株式会社SBL 税理士 八木正宣

第5回 成年後見を利用する場合の遺産分割



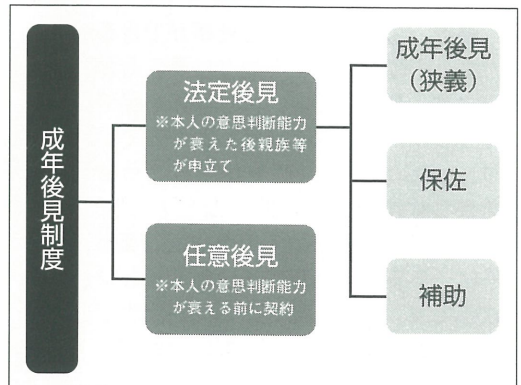
父が亡くなったのですが、相続人である母は最近認知症が進行し、遺産分割協議を正常に行える状態にありません。このような場合、相続手続きはどのように進めればよいのでしょうか。

高 齢社会・核家族化等から、高齢者の保護・支援制度としての成年後見制度が注目を集めています。今回は、成年後見制度の概要と「成年後見」を利用している場合の書類も確認します。

相続人に認知症等で判断能力を失っている人がいても、その人は当然に相続人の権利を有しているため、本来その人を除いて遺産分割協議を行うことはできません。遺産分割協議の前に、家庭裁判所に「成年後見制度」の申立てを行い、成年後見人や保佐人、補助人（以下、後見人等）を選任する必要があります。その後見人等が被後見人（判断能力を失っている本人）に代わって遺産分割協議に参加します。

成年後見制度は、認知症や知的

図表1 成年後見の類型



後見人等は障害の程度や事情に応じて選任される

成年後見制度は、大きく法定後見と任意後見の2つに分かれます（図表1）。法定後見は本人の判断能力が衰えた後、親族等が家庭裁判所に対して申し立てるもので、

図表2 法定後見制度の内容

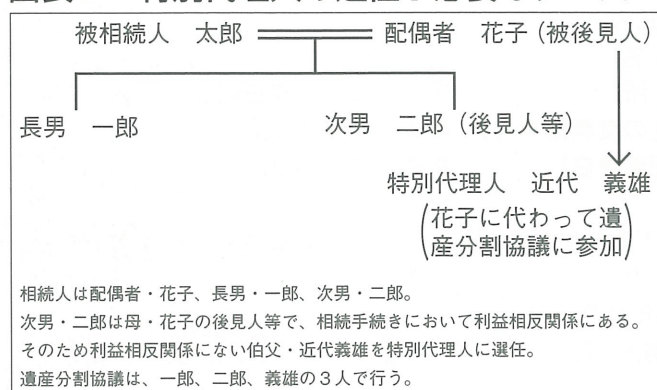
類型	成年後見	保佐	補助
対象者の状態	判断能力がまったくない	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分
鑑定の要否	原則として必要		原則として診断書等で可
申立時の本人の同意	不要		必要

障害（判断能力）の程度によって、成年後見・保佐・補助の3つに分かれます。

任意後見は、本人に十分な判断能力があるうちに、自らが選んだ代理人（任意後見人）と、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を、公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

法定後見では、本人や親族等からの申立てにより、家庭裁判所が医師の鑑定書、診断書等に基づいて、個別事情を勘案し、後見人等

図表3 特別代理人の選任が必要なケース



を選任することになります。

後見人等は親族以外にも、法律・福祉の専門家、福祉関係の公益法人等の第三者が選ばれる場合があり、複数選ぶことも可能です。なお、後見人等の職務は財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護は含まれません。

成年後見・保佐・補助の違いは次のとおりです（図表2）。

①成年後見
判断能力を欠く状況にある人を保護するための制度で、「ほとん

どの事項を自分では判断できない人」が対象です。家庭裁判所に選任された成年後見人は財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行うことができます。また成年後見人または本人は、本人が行った法律行為に関して、日常生活行為に関するものを除いて取り消すことができます。

②保佐
判断能力が著しく不十分な人を保護・支援するための制度です。簡単な事項は自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項については援助してもらえないとできないという場合です。

③補助
判断能力が不十分な人を保護・支援するための制度で、大体の事項は自分で判断できるが、難しい事項については援助なしには実行できないという場合です。

〈相続人の中に判断能力が不十分と思われる人がいる場合〉
相続関連書類への署名・押印が困難であるなど、相続人の中に判断能力を欠いていると思われる人がいる場合には、成年後見制度に

を

ついて説明し、家庭裁判所や弁護士・司法書士等の専門家に相談するよう勧めるとよいでしょう。

後見人等も相続人の場合は特別代理人の選任が必要

〈後見人等と被後見人が相続人同士である場合〉
第三者が後見人等に就任していれば問題ありませんが、被後見人と後見人等が相続人同士の場合には利益相反の問題が発生します。後見人等の行為が被後見人の利益を損なう可能性があるため、後見人等としては遺産分割協議に参加できません。家庭裁判所に申し立てて、被後見人の特別代理人を選任する必要があります（図表3）。

金融機関としては、遺産分割協議書・相続届等の書類において、相続人と後見人等の代理人との関係について十分確認しなければなりません。遺産分割協議における特別代理人が選任された場合には、家庭裁判所の交付する審判書と添付される遺産分割協議書（案）の提出を求めましょう。

〈遺産分割協議の留意点〉

について説明し、家庭裁判所や弁護士・司法書士等の専門家に相談するよう勧めるとよいでしょう。

サンプル1 登記事項証明書

登記事項証明書	
後見開始の裁判	
【裁判所】	中野家庭裁判所
【事件の表示】	平成26年(家)第1234号
【裁判の確定日】	平成26年6月18日
【登記年月日】	平成26年7月2日
【登記番号】	第1234-5678号
成年被後見人	
【氏名】	近代花子
【生年月日】	昭和21年8月30日
【住所】	東京都中野区東中野1丁目2番3号
【本籍】	東京都中野区東中野1丁目2番3号
成年後見人	
【氏名】	現代一郎
【住所】	千葉県成田市成田町3丁目2番1号
【選任の裁判確定日】	平成26年6月18日
【登記年月日】	平成26年7月2日

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。
平成26年8月1日
東京法務局 登記官 田中正志 ㊞

後見人等が被後見人の代理で遺産分割協議をする場合、被後見人の財産の保全が使命ですので、法定相続分を下回るような内容の遺産分割には原則として応じることはできません。

ただし、一般的な遺産分割協議と同様に、どの財産も法定相続分で分割しないといけないというわけでもありません。特に不動産を共有持分で相続することが合理的ではない場合には、不動産を他の

相続人が取得し、被後見人は預貯金など他の財産を取得して、法定相続分以上を確保することも考えられます。

遺産分割協議書または相続届において、法定相続分を下回る遺産分割内容であれば、金融機関としてはその事情を確認しておくべきでしょう。後日、後見人等が家庭裁判所に遺産分割の内容を報告する際に、遺産分割協議のやり直しを求められる可能性があります。

サンプル2 遺産分割協議書の署名欄

～ 以上 割愛 ～

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。
平成26年8月1日
東京都中野区東中野1丁目2番3号 相続人 近代 花子
上記 成年後見人
千葉県成田市成田町3丁目2番1号 現代 一郎㊞
～ 以下 割愛 ～

法定相続分を下回る遺産分割が合理的であることについて、後見人等が家庭裁判所に相談し内諾を

得ている場合には、その遺産分割に際しても問題ないといえます。

〔成年後見の登記事項証明書と遺産分割協議書〕

相続預金の名義変更手続きにおいては、後見人等を証明する資料として、法務局から交付を受ける成年後見登記制度の登記事項証明書(サンプル1)の添付を求めます。成年後見登記制度は、後見人等の権限や任意後見契約の内容などを登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書を発行することによって、登記情報を開示する制度です。

そして遺産分割協議書の署名欄には、相続人(被後見人)ではなく、後見人等の署名・押印が必要となります(サンプル2)。

今回のポイント



- ・ 相続人に判断能力を失っている人がいる場合、家庭裁判所に申立てを行い後見人等を選任してもらう
- ・ 相続預金の名義変更では、後見人等であることを証明する登記事項証明書が必要

